

市政のひろば 主な内容

夏休みに子どもの居場所を提供します	13
国民年金の手続きについて	14
国民健康保険からのお知らせ	15
令和6年度の後期高齢者医療保険料	16

[保存版] 令和6年度津島市がん検診等・特定、後期高齢者健康診査	21,24
子どもの目	33
尾張津島天王祭屋形棧敷の受付、観光棧敷、観覧舟・入舟に関わるご案内	34
地域包括ケアシステム特集	37
私のカルテ	41

行政 & 暮らしの情報



電話 ファックス ホームページ Eメール
(各担当課のGはグループの略です)
ID番号は市ホームページの
ページID検索にご利用いただけます

市外局番は(0567)です



お知らせ

あなたが支える赤十字運動

日本赤十字社は、災害救護や海外への援助、赤十字奉仕団の育成など幅広い活動を行っています。

昨年度は4,058,194円のご協力をいただきありがとうございました。

毎年5月は「赤十字会員増強運動月間」です。今年も皆様のご協力をお願いいたします。

問合 福祉課福祉G ☎24-1115

津島市原子爆弾被爆者手当を支給します

対象 市内在住で、被爆者健康手帳の交付を受けている方

手当の支給額 月額2,000円

申請方法 被爆者健康手帳を持参し、保健センターへ。

※すでに支給認定を受けている方は、手続きの必要はありません。

問合 保健センター ☎23-1551

個人市・県民税(個人住民税)の特別徴収推進

ID 409532350

事業者が所得税の源泉徴収義務者である場合、地方税法および各市町村の条例の規定により、特別徴収義務者として従業員の毎月の給与から個人市・県民税を特別徴収していただくこととなっています。

市では、法令等の規定に基づいて、原則として特別徴収義務者に指定し、特別徴収税額決定通知書を送付します。事業主の方々の一層のご理解とご協力をお願いします。

特別徴収の対象になる方

前年中に給与の支払いを受け、かつ当年の4月1日に給与の支払いを受けているすべての従業員(パート・アルバイトも含む)

特別徴収の対象にならない方

- ・退職者(退職予定者を含む)
- ・2つ以上の事業所から給与の支払いを受け、他の事業所で特別徴収が行われている方
- ・毎月の給与支給額が少なく、個人市・県民税を特別徴収しきれない方
- ・給与が毎月支給されていない(不定期な)方

問合 税務課市民税G ☎55-9263

令和6年度(令和5年分)所得・課税(非課税)証明書の発行について

発行開始日 6月3日(月)

持ち物 来庁する人の身分証明書(代理人が申請する場合、委任状が必要です)

費用 1通300円

問合 税務課市民税G ☎55-9263

令和6年度軽自動車税(種別割)

ID 250673677

ID 231866866

納税通知書発送日 5月7日(火)

税率の詳細等は、市ホームページ、納税通知書等でご確認ください。

また、一定の要件を満たした身体障がいがある方などは、減免できる場合があります。

申請期限

窓口で申請をする場合

5月7日(火)~24日(金)

郵送で申請をする場合

5月24日(金)消印有効

問合 税務課市民税G

☎55-9263

令和6年度自動車税(種別割)

納税通知書発送日 4月30日(火)

納付期限 5月31日(金)

問合 西尾張県税事務所

☎0586-45-3170



▲県ホームページ

